

香川県条例第19号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
（市町が処理する事務の範囲等） 第2条 略 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr><tr><td>1～41 略</td><td></td></tr><tr><td>42 略</td><td>略</td></tr><tr><td>（1）～（7） 略</td><td></td></tr><tr><td><u>（8） 法第51条第3項の規定による公表</u></td><td></td></tr><tr><td><u>（9） 法第51条第4項の規定による措置及び公告</u></td><td></td></tr><tr><td><u>（10） 法第51条第5項及び第6項の規定による費用の徴収</u></td><td></td></tr><tr><td>42の2～55 略</td><td></td></tr></table> 備考 略	事務	市町	1～41 略		42 略	略	（1）～（7） 略		<u>（8） 法第51条第3項の規定による公表</u>		<u>（9） 法第51条第4項の規定による措置及び公告</u>		<u>（10） 法第51条第5項及び第6項の規定による費用の徴収</u>		42の2～55 略		（市町が処理する事務の範囲等） 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr><tr><td>1～41 略</td><td></td></tr><tr><td>42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7） 略</td><td>高松市</td></tr><tr><td><u>（8） 法第51条第3項の規定による措置及び公告</u></td><td></td></tr><tr><td><u>（9） 法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収</u></td><td></td></tr><tr><td>42の2～55 略</td><td></td></tr></table> 備考 略	事務	市町	1～41 略		42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7） 略	高松市	<u>（8） 法第51条第3項の規定による措置及び公告</u>		<u>（9） 法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収</u>		42の2～55 略	
事務	市町																												
1～41 略																													
42 略	略																												
（1）～（7） 略																													
<u>（8） 法第51条第3項の規定による公表</u>																													
<u>（9） 法第51条第4項の規定による措置及び公告</u>																													
<u>（10） 法第51条第5項及び第6項の規定による費用の徴収</u>																													
42の2～55 略																													
事務	市町																												
1～41 略																													
42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7） 略	高松市																												
<u>（8） 法第51条第3項の規定による措置及び公告</u>																													
<u>（9） 法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収</u>																													
42の2～55 略																													

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。